

7 幸福追求権 [憲法13条]

13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

憲法13条は前段（「すべて国民は、個人として尊重される。」）と後段（「生命、自由～必要とする。」）から成り、前段は一人ひとりの人格を、後段は「幸福追求」の文言から、**幸福追求権**を定めている。そして、後段の幸福追求権が13条を特徴づけていると考えられている。従来、幸福追求権は個別の条文が定める権利・自由の総称であり、法的効力のない規定であると理解されてきた。しかし、社会の変化に伴い、憲法に列挙されていない権利・自由が問題となってきたことから、例えば、プライバシー権のような「新しい人権」を保障する条文として13条が位置づけられた。したがって、13条は、いわばドラえもんの‘四次元ポケット’のような役割を果たしているのである。

もっとも、何でもかんでも新しい人権として認められるわけではない。たとえば、真夜中に窓を開けて大音量で音楽を聴く権利は、当然憲法に規定されていないが、ではそれを新しい人権として13条は保障しているのだろうか。このことは、いかに個人がある行為を「幸福」であると感じ、従来権利・自由として理解されていないからといって直ちに権利となるわけではないことは容易に想像がつくだろう。では、一体、どういった権利・自由が幸福追求権に含まれ、新しい人権として保障されるのだろうか。

この点、学説は次の2つの立場に分かれている。1つは、**人格的利益説**と呼ばれるもので、これは、個人が自分らしく生存する重要な行為のみが保障されるという立場である。もう1つは、**一般的（行為）自由説**と呼ばれるもので、これは、広く一般に個人のあらゆる行為を保障するというものである。有力な見解は人格的利益説であり、その意味で13条が保障する範囲はそこまで広くないといえるが、人権のインフレを防ぐ点からも妥当といえるだろう。

8 平等 [憲法14条]

14条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。*2項以下省略

憲法14条は、法の下での平等を保障している。ただし、平等といってもあらゆる区別が許されないわけではない。たとえば、公共トイレや刑務所を男女別にするのは合理的な理由に基づく区別である。したがって、ある区分が許されるかどうかは、合理的理由があるかどうかによって判断されることになる。

14条は、差別してはならないカテゴリーとして、人種、信条、性別、社会的身分、門地という5つの項目を設定している。これらの事柄は、自分の努力で変えることが難しい項目であり、特に差別してはならないものとして理解されている。もっとも、ここに挙げられている項目だけが差別してはならない事柄というわけではなく、その他の事柄であっても不合理な差別は許されない。

なお、14条は基本的に機会の平等（平等にチャンスが与えられなければならないというスタートラインの平等のこと）を保障している。そのため、結果の平等（スタートだけでなくゴールも平等でなければならないということ）については必ずしも常に要請されるわけではないと考えられている。このことに関連して、これまで差別されてきた人々に対して、差別を積極的になくしていくための方策であるアファーマティブ・アクションを推進する動きがある。たとえば、女性の管理職の割合を増やすために積極的に女性を登用していくなどの措置が挙げられる。もっとも、アファーマティブ・アクションのやり方次第では、それによって逆に差別されてしまう人も出てくる可能性もあることに注意が必要である。